

守谷市建設工事最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び守谷市契約事務規則（平成18年守谷市規則第11号）第8条の規定による最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象工事は、一般競争入札、指名競争入札及び守谷市建設工事条件付一般競争入札で行う1件の設計額が500万円以上の建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該対象工事以外の工事についても最低制限価格を設定するものとする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札執行者 当該入札事務を所掌する部長又は部長が指名した者をいう。
- (2) 契約権者 市長又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (3) 最低制限基本価格 最低制限価格の決定を行う場合に算出の基礎となる額をいう。
- (4) 無作為係数 くじ引きにより無作為に抽出される0.9615から1.0010までの0.0005ごとの少数をいう。
- (5) 最低制限価格 最低制限基本価格の110分の100に相当する額に無作為係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額をいう。ただし、当該無作為係数を乗じて得た額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格の10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とする。

(最低制限基本価格)

第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる額の合計額（1万円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の5.5を乗じて得た額
2 契約権者は、前項の規定により、算定して得た額を参考にして、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内において最低制限基本価格を決定する。

（最低制限価格書の取扱い）

第5条 契約権者は、前条の規定により決定した最低制限基本価格を記載した最低制限価格書（別記様式）を封入し、開札の際にこれを開札場所におかなければならない。

（無作為係数等の決定及び記録）

第6条 入札執行者は、開札場所において開札前に入札立会人にくじを引かせ、無作為係数表（別表。以下「係数表」という。）に基づき無作為係数を決定するものとする。

2 前項の規定によるくじ引きは、係数表の縦軸（アルファベット）決定及び横軸（算用数字）決定の2回行うものとする。

3 入札執行者は、前2項の規定により決定した無作為係数及び当該係数と最低制限基本価格から算出した最低制限価格について、前条に規定する最低制限価格書（別記様式）に記載し、入札立会人にその内容の確認と署名を求めものとする。

（無作為係数の公表）

第7条 前条の規定により決定した無作為係数は、開札後契約主管課において入札参加者のうち希望者があった場合においては、口頭により公表するものとする。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の守谷市建設工事最低制限価格設定要領の規定は、令和2年9月1日以後に入札の公告を行う対象工事から適用する。

最低制限価格書

件名

最低制限基本価格（税込み額）

最低制限基本価格（税抜き額）

最低制限基本価格作成者職氏名

印

○無作為係数

（くじ番号： — ）

_____ . _____

最低制限価格（税込み額）

最低制限価格（税抜き額）

入札立会者署名

注1) 無作為係数は、開札直前にくじで決定する。

注2) 最低制限価格（税抜き額）は、最低制限基本価格（税抜き額）に無作為係数を乗じて決定する。

別表（第6条関係）

無作為係数表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A	0.9615	0.9620	0.9625	0.9630	0.9635	0.9640	0.9645	0.9650	0.9655	0.9660
B	0.9665	0.9670	0.9675	0.9680	0.9685	0.9690	0.9695	0.9700	0.9705	0.9710
C	0.9715	0.9720	0.9725	0.9730	0.9735	0.9740	0.9745	0.9750	0.9755	0.9760
D	0.9765	0.9770	0.9775	0.9780	0.9785	0.9790	0.9795	0.9800	0.9805	0.9810
E	0.9815	0.9820	0.9825	0.9830	0.9835	0.9840	0.9845	0.9850	0.9855	0.9860
F	0.9865	0.9870	0.9875	0.9880	0.9885	0.9890	0.9895	0.9900	0.9905	0.9910
G	0.9915	0.9920	0.9925	0.9930	0.9935	0.9940	0.9945	0.9950	0.9955	0.9960
H	0.9965	0.9970	0.9975	0.9980	0.9985	0.9990	0.9995	1.0000	1.0005	1.0010